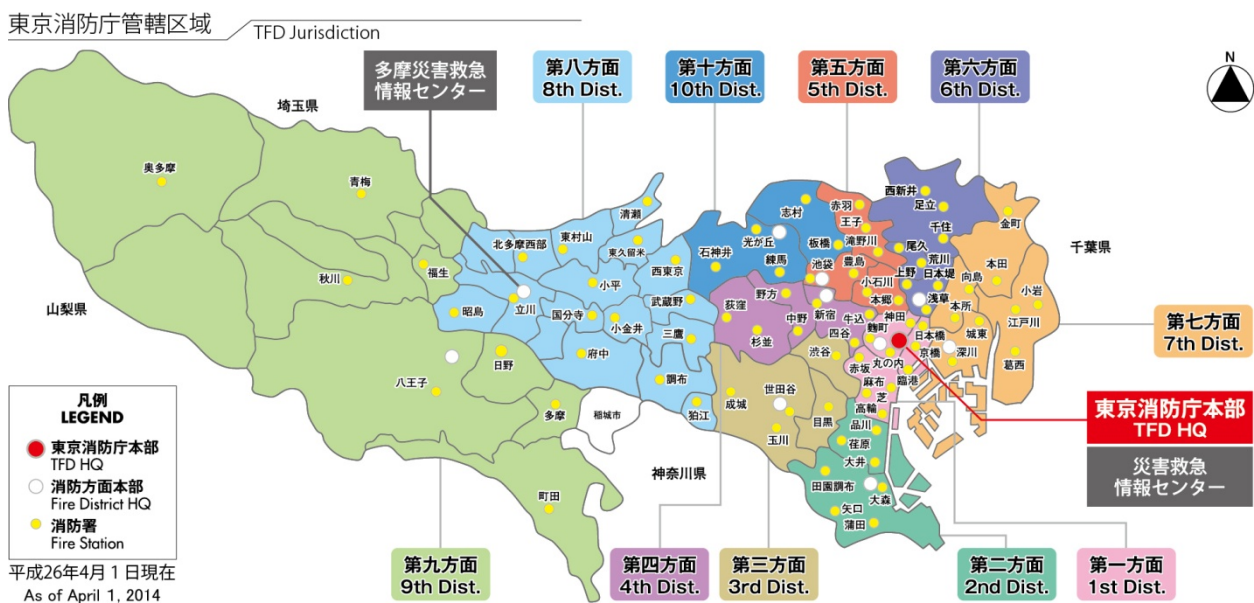


安全・安心なまち東京

東京消防庁の組織

東京消防庁は、昭和23年3月7日、自治体消防として発足以来、都民の生命、身体及び財産を災害から守るため、島しょ地域と稲城市を除く東京都のほぼ全域の消防防災業務を担っています。広範な管轄区域を10の方面に分け、約18,000人の職員がそれぞれの任務に従事しています。



業務紹介

災害防除

建物火災、車両火災、油脂火災、危険物火災など、様々な環境下で起こる災害から都民のみなさまを守るため、精強な消防部隊が迅速的確に対応できるよう体制を整えています。専門知識・技術を有する隊員と特殊な装備で編成された、



特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）、今年1月6日に発隊した航空消防救助機動部隊（エアハイパーレスキュー）等が、災害の内容に応じて出動し、人命救助にあたります。

救 急

緊急を要するケガや急病の方のもとに駆けつけ、適切な応急処置を行いながら病院に搬送します。

すべての救急隊に救急救命士を配置し、救急サービスの一層の高度化を目指しています。救命効果を高めるためには、その場に居合わせた人（バイスタンダー）による、応急手当が重要です。東京消防庁では、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、応急手当の講習会を開催しています。



また、救急車を呼ぶか迷った際の相談窓口である「東京消防庁救急相談センター #7119」やWEB、冊子で確認できる「東京版救急受診ガイド」の普及にも努めています。

震災対策

首都直下地震などの震災時の被害を減らすため、震災対策用の装備や消防水利の整備を進めています。また、消防団や災害時支援ボランティアなどと連携して防火防災訓練の指導などを行い、地域の防災力を高めています。

さらに、家具類の転倒防止対策などの都民が自らの命を守るための知識・行動の普及に努めています。



火災予防

人命の安全確保や災害の未然防止、被害の拡大防止を図るため、建築物の計画時の事前指導、工事途中及び使用に際しての検査など 防火上の基準に照らし、必要な安全指導を行います。建築物の使用開始後は、消防用設備等の維持管理、防火管理の状況などについて立入検査を行い、防火安全の状況を確認します。



防火安全性の向上のため、自動火災報知設備を設置しない等といった消防法に反している建物や店舗に対しては違反をホームページなどに公表し、防火上優良な建物であると認定した場合は、優良防火対象物認定を建物等に表示できる取組みを実施しています。

首都東京を守る消防職員の募集 ～平成28年度採用試験～

東京消防庁は、首都「東京」都民の安全を守り、安心を支えるため、第一線の防災機関として、都市構造や生活環境の変化により複雑多様化する各種災害への対応、建物の防火指導などの火災予防、都民生活の安全を守るための各種対策など、幅広い業務を行っています。

平成28年度の採用試験の日程等は次のとおりです。



○ 採用予定者数、試験（選考）日等

ア 消防官

試験（選考） 区分	採用予 定者数	第1次試験 （選考）日	第2次試験（選考）日		
			身体・体力検査	口述試験	
専 門 系	10名	5月28日（土）	7月6日（水）	7月11日（月）	
I 類 1 回 目	250 名	5月29日（日）	7月6日（水）から 7月8日（金）までの いずれか指定する日	7月12日（火）から 7月15日（金）までの いずれか指定する日	
I 類 2 回 目	100 名	8月28日（日）	10月11日（火）、 10月12日（水）の いずれか指定する日	10月13日（木）、 10月14日（金）の いずれか指定する日	
II 類	80名	6月19日（日）	8月16日（火）、 8月17日（水）の いずれか指定する日	8月18日（木）、 8月19日（金）の いずれか指定する日	
III 類	230 名	9月11日（日）	東 京	11月15日（火）、 11月16日（水） のいずれか指定する 日	11月17日（木）、 11月18日（金）の いずれか指定する日
			東 京 以 外	10月24日（月）から10月27日（木）まで 及び11月1日（火）、11月2日（水）までの いずれか指定する日	

※ I類1回目第1次試験については、東京の他に大阪、福岡、III類第1次試験及び第2次試験については、東京の他に札幌、秋田、盛岡、郡山、大阪、福岡、長崎、鹿児島で実施します。

イ 一般職員

試験(選考)区分	採用予定者数	第1次試験日	第2次試験日
I 類 事務	2名	6月5日(日)	7月28日(木)
I 類 土木	1名		
Ⅲ 類 事務	5名	9月11日(日)	10月20日(木)
身体障害者Ⅲ類事務	2名		
自動車整備	1名	12月10日(土)	平成29年1月18日(水)

ウ 受験資格

- ・ 消防官

専門系	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業している人(平成29年3月卒業見込みを含む)又は同等の資格を有する人
I 類	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業している人(平成29年3月卒業見込みを含む)又は同等の資格を有する人
Ⅱ 類	昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
Ⅲ 類	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

- ・ 一般職員

I 類 事務 I 類 土木	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業している人(平成29年3月卒業見込みを含む)又は同等の資格を有する人
Ⅲ 類 事務	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
身体障害者 Ⅲ 類 事務	昭和52年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳の交付を受けている人
自動車整備	昭和57年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、自動車整備士の資格を取得している人(平成29年3月31日までに取得見込みの人を含む)

○ 試験(選考)方法

ア 消防官

科目		内容
第1次 試験 (選考)	教養試験	五枝択一式により行います。
	論文試験	課題式により行います。(Ⅲ類消防官は作文試験)
	適性検査	消防官としての適性について検査します。(専門系を除く)
第2次 試験 (選考)	口述試験	個別面接を行います。
	身体・体力 検査	消防官として職務遂行に必要な身体、体力及び健康度を検査します。

※ 専門系については、上記に加え第1次選考で、消防行政事務に必要である専門分野の基礎知識について記述式の筆記試験を行います。また、第2次選考の口述試験では個別面接に加え、集団討論及び適性検査を行います。

イ 一般職員

科目		内容
第1次試験 (選考)	教養試験	五枝択一式により行います。(自動車整備を除く)
	作文試験	課題式により行います。(Ⅰ類事務は論文試験)
	適性検査	消防職員としての適性について検査します。 (Ⅰ類事務及び身体障害者Ⅲ類事務を除く)
第2次試験 (選考)	口述試験	個別面接を行います。
	身体検査	消防職員として職務遂行に必要な健康度について検査します。

※ Ⅰ類事務及びⅠ類土木については、上記に加え第1次試験で、消防行政事務に必要である専門分野の基礎知識について記述式の筆記試験を行います。また、第2次試験で適性検査を行います。

○ 申込受付期間や受験資格等の詳細は、試験(選考)案内をご確認ください。東京消防庁ホームページにも掲載しています。

○ 採用に関する問合せ等

ア 採用に関するお問合せは、フリーダイヤル 0120-119-882へ
(受付時間：平日8時30分から17時15分まで)

イ 試験(選考)案内、パンフレットのご請求や採用情報は、

- ・ 上記フリーダイヤルへ
- ・ 東京消防庁ホームページ (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>) の「採用案内」を参照してください。

ご応募お待ちしております！

